

○議長（茅沼隆文）

日程第3 議案第37号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。あしがり郷「瀬戸屋敷」の管理運営について、指定管理者制度を導入するにあたり既存条例の全部改正をするため、あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

それでは、議案第37号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例を制定することについて。

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出、開成町長、府川裕一。

条文の説明をさせていただく前に、まず、今回の条例ですけれども、全部改正ということで新旧対照表はついてございません。御理解をいただければと思います。また、参考資料といたしまして、あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例施行規則（案）を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、瀬戸屋敷への指定管理者制度を導入するに至った経緯とその考え方を、まず御説明させていただきます。

瀬戸屋敷の指定管理者制度導入については、平成22年度の開成町事業仕分けの際にも議論がなされたところではありますが、平成24年度に実施したあしがり郷「瀬戸屋敷」指定管理者制度導入可能性調査では、様々な角度からの調査検討の結果、北部地域全体のポテンシャルアップや地域経済、経済資源、経営資源の成長等の状況を考慮し、おおむね3年を目途に、再度、指定管理者制度への移行について検討することとしていました。

当初、都市住民と地域住民の交流の場として整備が進められた瀬戸屋敷は、6次産業の拠点施設化やあしがり郷拠点整備基本計画策定を契機に、地域の賛同を得て北部地域活性化の機運の高まりとともに、そのコンセプトも、交流施設としてだけではなく生涯学習の拠点機能、情報発信機能、学習体験機能、観光・ツーリズム機能を強化し、北部地域の中心的な活性化拠点へと転換を図っており、今後、新たに開発する（仮称）「郷のいえ」の整備の進捗や民間企業による酒蔵再生計画などとともに、瀬戸屋敷は、さらに北部地域全域の活性化の拠点としての役割が大いに期待されています。

瀬戸屋敷自体の利用の促進を図ることは、瀬戸屋敷の北部地域の発展の基盤づくりであり北部地域活性化の大前提であります。しかし、瀬戸屋敷の来園者数は年々減少傾向にあり、年間では、あじさいまつり及びひなまつりでの来園が集中している現状から、それ以外の時期の来園者数の増加促進が課題となっております。また、以前から利用者より使い勝手の悪さを指摘されていることもあり、瀬戸屋敷の施設使用実績は件数も収入も不安定であります。

そこで、地域を代表する農作物の普及や地方創生の機運が高まっている今、瀬戸屋敷の利用者や来訪者に対する飲食物の提供や特産品の販売など、瀬戸屋敷に人の流れを呼び込む仕掛けづくりや（仮称）「郷のいえ」構想の実証実験、利用者のニーズに沿った貸館形態の整備が必要であり、北部地域活性化を進めるこのタイミングで意欲のある民間企業や団体の運営手腕を取り入れることが適当であると考えられます。そこで、平成29年度から、瀬戸屋敷に指定管理者制度を導入するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、条例案について説明をさせていただきます。

第1条につきましては、少し文言の整理はいたしました、旧の条例とほぼ同様でございます。

第2条につきましては、旧の条例と同様でございます。

第3条は、町長が地方自治法第244条の2第3項の規定により、瀬戸屋敷を指定管理者に管理業務を行わせるということでございます。

4条で指定管理者が行う業務を指しております。まず、一つ目といたしまして瀬戸屋敷の施設及び設備の公開、維持管理及び提供に関する業務、2として観光情報の発信、提供及び観光振興の事業に関する業務、三つ目として郷土の歴史、民俗等に関する事業、及び生活習慣、芸能、工芸等に関する普及啓発に関する業務、4として生涯学習及び地域活動の推進、支援に関する業務、5、農産物等の展示及び販売に関する業務、6として、その他、目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務、以上6項目の業務を定めており、ほぼ旧条例と同内容となっております。ただし、旧条例の花と水の交流圏づくり推進事業につきましては、事業整理に伴い削除となっております。

第5条では、指定管理者が瀬戸屋敷の管理を行う期間は5年以内とするとしておりますが、開成町公の施設に係る指定管理者制度に関する基本方針にもありますとおり、初めて指定管理者制度を導入する施設については原則として3年間となっておりますので、今回も当初は3年間を考えております。また、ただし書きとして、指定期間満了後の再指定を妨げないとしております。

第6条は指定管理者の指定の申請を規定しており、指定管理者の指定を受けようとするものは、法人、その他の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に事業計画書、その他、規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならないとしています。

第7条は、第6条で指定管理者の指定の申請を受け、町長が基準に照らして総合的

に審査し、瀬戸屋敷の指定管理者として最も適していると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することを規定しています。

第8条は、第7条で議会の議決を経て指定管理者を指定した場合などの告示行為を規定しています。

第9条は、指定管理者の管理基準といたしまして、1、関係法令及び条例の規定を遵守すること、2、瀬戸屋敷の施設等の維持管理を適切に行うこと、3、指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うことなどを定めています。

第10条は、町長が、第9条の管理基準や指定管理業務の実施、指定管理業務の事業報告書に関する事項のほか指定管理業務の実施に関し必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものです。

第11条は、指定管理者が瀬戸屋敷の指定管理業務の実施状況、利用状況、利用料金の収入実績、管理経費の収支決算などの事業報告書を作成し、町長に提出することを規定しています。

第12条は、町長が瀬戸屋敷の業務報告の聴取等について規定しています。

第13条は、町長が指定管理者の指定の取り消しについての規定、及び、その旨の告示行為を定めています。

第14条は、指定管理者が瀬戸屋敷の利用者の承認について規定しています。

第15条は、指定管理者が利用者に対し不承認をする場合の基準を定めています。

第16条は、指定管理者が一旦承認した利用者に対し、証人を取り消し、または利用を中止させる場合について規定しています。

第17条は、利用者の利用料金の納付について、利用料金は7ページに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとしています。また、利用料金は指定管理者の収入とすることとしています。したがって、利用料金と管理委託を含めたものとして委託をしていくということでございます。

第18条は、指定管理者は町長の承認を得て定めた基準により利用料金を減免することができる。これは、旧条例では、国または公共団体が公務で使用するとき、町の社会教育団体が社会教育事業を目的として使用するときなどとしていましたので、指定管理者にも従前の減免基準をもとに調整を図ってまいります。

第19条は、既納の利用料金の不還付について規定しています。ただし、指定管理者が災害、その他、利用者の責めに帰することができない理由により瀬戸屋敷を利用することができないと認めるときは、この限りでないとしています。

第20条の目的外利用または権利譲渡の禁止として、利用者が承認を受けた目的以外に施設等を利用し、または利用の権利を譲渡し、もしくは転貸しすることができないとしています。

第21条は、利用者が瀬戸屋敷の施設等を損傷または滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないと損害賠償について定めています。

第22条は、指定管理者は、開成町情報公開条例に基づき情報の公開に努めなければならない、また、開成町個人情報保護条例に基づき個人情報の取り扱いに伴う個人

の権利・利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じなければならないと、それぞれの条例で指定管理者について規定しているものを採用してございます。

第23条は町長による管理ということで、町長が、第6条の規定による申請がなかった場合、第7条の規定による審査の結果、候補者に該当するものがなかった場合、または第13条第1項の規定により指定を取り消し、もしくは指定管理業務の停止を命じた場合において、必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず瀬戸屋敷の管理に関する業務を自ら行うことができる。2項については、条文中「指定管理者」とあるのを「町長」に、「利用料金」とあるのを「使用料」など、もともとの旧条例にならい読みかえる規定を定めているものでございます。

第24条は、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めるよう委任しています。

附則といたしまして、施行期日が1にございますが、この条例は平成29年4月1日から施行する。準備行為といたしまして、2として、指定管理者の指定を行うための手続、その他、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。経過措置として、3、この条例による改正後の第17条の規定は、この条例の施行日以後に行われる利用の申請に係る利用料金に適用し、施行日前に行われた使用の申請に係る使用料については、なお従前の例によるということの規定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。

8番、和田議員。

○8番（和田繁雄）

すみません、一つ質問をさせていただきます。これ、取り消し、これができるというあれになっておるのですが、例えば、指定管理者の方が、極端な話、もうからないから1年でやめると、こういうケースがあったときには、どういう扱いになるのか。これ、ここの中には全く規定がないので、1年で例えばやめると言われたときにどうするのかな、その辺が何かあれば教えていただけますか。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

そのときの対応にもよると思うのですけれども、基本的には、本条例の13条の指定の取り消しに係ってくるのだらうと考えられますので、いわゆる取り消しの行政処分によって、その後の処置をしていくということになるかと思えます。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

すみません。何条でしたか、町長と指定管理者が協定を結ぶというところがあります。この中で、もし途中で、そういう事態が生じた場合には、例えば賠償責任を負うとか、そういうものは協定の中で結んでいくと思います。その後、もし本当にそうなくなってしまった場合には、先ほど芳山部長が報告したとおりに取り消し、それを承認して町が取り消しをして、取り消し後の手続に入るということになろうかと思います。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

若干の補足をさせていただきたいと思います。

13条において、指定の取り消しというのがございます。この中で第7条、もともと指定するときに、こういったものであれば指定をしますよと言っている中に、例えば、その中に書かれておりますのは、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すると、こういう表現がございまして、いわゆる経済的に破綻をして人が当てられない、あるいは管理ができないという段階で指定については取り消しをするという形になると考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員、どうぞ。

○8番（和田繁雄）

ごめんなさい。13条の7条というのは、ここには記述はされていますか。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

13条の2項、ページでは4ページ一番上になります。第7条各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるときと。では、第7条の各号は何かというと、先ほど申しあげたところになるということでございます。

○議長（茅沼隆文）

11番、菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。

今回、指定管理者ということで条例が全文改正されたわけでありましたが、私も平成20年ぐらいから指定管理者については言ってきた立場から質問させていただきます。

平成22年の事業仕分けがあつて、その後、24年に指定管理者としての調査が行われているわけです。このときの結果として、該当する団体がなかったということがあるわけです。この部分が、ちょっと気がかりです。今回は、また、より幅を広げた形での募集になろうかなと思うのですが、一番気がかりなのは、瀬戸屋敷の事業費そのものが年間で1,100万、その内訳として人件費が710万ぐらいということでありまして。この金額でもって指定管理を受けて、実際、団体及び企業が応募した場合、

利益が得られるかということが非常に気がかりなのです。せつかく条例をつくって募集するわけですから、根本となるその部分が多少クリアできるような形で、若干、前回よりも幅を広げた形での、あるいは緩和した形での募集をしないと不調に終わってしまうのではないかなという気がいたします。

附則には、既に29年4月1日から施行するという形になっていますし、条例の4条には「郷のいえ」ができたことも盛り込まれているわけです。「郷のいえ」ができるまでは、29年の4月1日からは瀬戸屋敷一本での指定管理者ということですから、非常に経済的にも苦しいと思うのですよね。この辺のところをどう緩和していくかということだと思のですが、その辺のところをどうお考えになるか。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、平成22年の可能性調査でいろいろな角度から検討がなされております。そういったところでは、北部地域全体のポテンシャルアップであったりとか地域資源の成長等の状況を考慮しなさいというような動きでございました。あれから4年経ちまして、北部地域の活性化につきましては、先ほど述べさせていただきました近隣の酒蔵の再生であったりとか、地域再生計画の事業にのっとっていろいろなことを活発にやっっていこうといったところの機運が高まっておりますので、そういったところを受けて、瀬戸屋敷も指定管理者制度を導入して、より効率的にやっしていきたいというのが趣旨でございます。

経費的などころを言わせていただきますと、確かに1,200万弱の全体経費の中で人件費が700万余ございますけれども、これは最低限の形で今、運営をやらせていただいております。そういったことを考えますと、これから瀬戸屋敷の利用者、来訪者に対する飲食物の提供であったりとか特産品の販売、そういったものを附加しながら「郷のいえ」の実証実験も兼ねていきたいといったことも含めて、民間活力を導入させていただきながら瀬戸屋敷の指定管理を導入していきたいと。

当初の経費的などころは、もう一度精査をして、民間でできる最低限のラインは死守しつつも、最初から、この1,200万弱の経費をもっと削減をしてということは、将来の展望を考えるとちょっときつさがあるというところも十分認識をしておりますので、その辺は今後、算出をしながら指定管理者導入の仕様を組んでいきたいと考えています。

○議長（茅沼隆文）

11番、菊川議員。

○11番（菊川敬人）

ここで条例を制定するわけでありましてけれども、私も指定管理者については非常にいいタイミングだと思います。将来的には、こういう形で持っていくべきだと思う一人であるわけですが、「郷のいえ」ができるまでの間、この間が問題かと思っています。

この間を少し町でも指定管理者に対する手厚さというか、ある程度の譲歩は必要かなと思いますので、ここは十分見てやらないと、先ほど同僚議員の話にもありましたように、1年経って「もうやめた」という形にもなりかねないと思いますので、ここは十分考慮していただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

答弁ありますか。いいですか。

では、1番、佐々木議員。

○1番（佐々木昇）

1番、佐々木昇です。

やはり、利益というような形で。別表のほうの利用料金、これは従前と変わらないと思うのですが、この金額、上限額という、ちょっと幅がある中で、もうちょっと上限額としてあげておくとか、料金の設定、この辺を検討されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

利用料金につきましては、基本的には従前の利用形態、そういったところをベースに今後やっていきたいという根本的なところがございます。もともと瀬戸屋敷は社会教育団体とか、そういったところには手厚く使っていただくという趣旨もございましたので、そういった観点から、料金については今の金額以下で抑えてやっていただきたいという形でスタートしようという形でございます。

それと、あと、減免の関係とかも以前と同等のことを先ほど述べさせていただきましたけれども、減免するにあたっては、福祉会館とか減免した分を補填してやるとか、いろいろなケースがございますので、そういったところも十分加味しながら指定管理者と詰めていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

ちょっとだけ補足をさせていただきます。

料金についても、これは、ほかの施設と違いまして、この料金をもって施設を運営していくということが考えられる施設ではございませんので。いわゆる引きあげるにしても、その根拠となるものがなかなか難しいということで、今後の利用の促進を図る意味では、とりあえず現状の中で回していくことが妥当だろうと判断をいたしました。

また、先ほどの菊川議員からも非常にありがたい御言葉をいただいているわけですが、指定管理を導入するにあたりましての経費についても、指定管理者になっていただいた事業者さんには、様々なノウハウの提供とかもいただきながら北部振興

に積極的に進んでいきたいと考えておりますので、そういったところも全体的に含めてコストと費用の部分考えたということで今回の条例を作成しております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

全体で聞きたいことがいろいろとあるのですが、まず、今の関連で利用料金の減免について、ちょっとお聞きしたいと思います。18条については、指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により利用料の減免をすることができるかと定められています。使用料は別表の部分で料金が掲げてあり、これは指定管理者の収入源でもあるという報告が先ほどされたのですが、そもそも論で言うと、指定管理者は、それを収入で得るわけだから、わざわざ町長に利用料の減免するための処置をとるのかどうかということを考えると、最初に指定管理を指定するときに、当然、今まで従前の条例があるかと思うのですが、その条例を、ここに書いていない条例ですよ、それを、今まではこういう形で減免をしていましたよということをすり合わせるような話になるのかなと思うと、逆に言うと、条例にないことを附加するような現象が起きてくるのではないのかなというので、ちょっと危惧してしまっただけです。だから、そこら辺を、やはり透明性を出す面では、明確にしていかななくてははいけない。

また、指定する指定管理者が社会的貢献というものに目を向けたときに、やはり、これは料金を取らないで減免するのだよと自発的にできるような構図というのをつくっていかなくてははいけないのかなというところが、この条例の中で見えてきたかなと思いますので。

指定管理者に持っていくということは、条例を含めて規則を見ていくと、前回よりも自由度を増した中で、指定管理者がやりいいような構図はとっているなど見えるのです。規則でいえば、従前は、飲酒は行わないこと、ただし町長が認めた場合はこの限りではないというのが前回ついていたのが、今回、規則に入っていないということは、自発的にそういう商業ベースに乗せるような施策展開をするのだなというのが見えますので、悪くはないなとは思いますが、それは指定管理者が定まったときにトラブルのないような形でしていかないと、見えない圧力的なもので指定管理者がやろうとしているものを封じ込めるのははいけないと思うので、そこら辺を注視していきたいと思うのですが、その点について考え方、よろしくをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、今回の条例、規則（案）、それぞれ見直した中では、最大限、指定管理者を受けていただいた業者さんがどのようなお考えでやるか、そういっ

たところも重要なポイントになってまいりますので、今まであったところから自由度を増して、その辺は規定を変えさせていただいたところがございます。

それと、あと、先ほど部長からもございましたけれども、今回の使用料とかそういったところでいきますと、年間で使用料が20万から30万程度しか実際、収入としてはございません。そういった中では、今まで減免であった部分を有料化する部分も逆にあってもいい部分かもしれませんし、そういったところは指定管理者をお受けになったところと十分詰めてまいりたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

そこら辺は慎重にやっていただきたいという。ましてや、今まで、使用者からすると、減免を受けていたのに、指定管理者になったことによって料金を取られたよという、やはり町民サービスが低下したのではないかという、この指定管理の導入に賛成したのは誰なのだという話になると我々も困りますので。サービスの提供が充実するという目的の中で我々は理解すると思っておりますので、ぜひ、そここのところは慎重にやっていていただきたいとお願いします。

それと、あと目的の部分なのですが、2行目にあたる「開成町らしい観光の振興を図るとともに」という文言の部分の「ともに」というのは、前回の条文で見ると「施設として、また」という言葉と入れかわっているのですが、ここら辺の文言。たかがしれている言葉なのですが、今まで「施設」という言葉があったものが、「施設」をなくしたという部分の意図というのが。やはり目的の根本が変わってくると方向性が物すごく変わってきてしまいますので、民間委託するにしても、今までの事業を守りつつ、さらにサービスをよくするためにという観点がありますので、そこら辺、「施設として、また」というところと「とともに」の入れかえによって起きる現象というのですか、目的が変わるといふ部分のところがあると思うので、そこら辺の意図的な部分の説明を願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

議員御指摘のとおり、旧条例では「観光の新興を図る施設として」という規定を「観光の新興を図るとともに」というように文言の整理をさせていただいておりますけれども、施設ということで限定的な固定的な部分から新興を図るといふ精神的な部分、そういった部分を幅広く、この辺の目的。目的というのは幅広く、その辺は押さえていったほうがいだろうということで、文言の整理をさせていただきました。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

ということは、狙いである北部全体の中での振興に対しての位置付けが、より大きくなるという考えでいいのかなと、今、解釈したのですが、それが間違えであればちょっと訂正していただきたいのですが、3回という質問の中で制限されているので最後にまとめていかせてもらいますけれども。

瀬戸屋敷というのは、補助金をもらった中で整備されたと思います。今回、花と水の交流圏づくり推進事業での交流拠点に関することという業務の内容の部分が、前条例との部分で見ると、なくなっているわけではないですか。そこら辺の補助金を受けたときの目的という部分、これをなくすことによって目的が達成できるのか、できないとか、そこら辺の国とのかかわりの部分で弊害はないのかどうか。今回、条例を制定することによって。なければいいのですけれども、補助金を出している国、農水省ですか、そちらからすると、これではだめですよというような声があるのかどうかというのを心配しますので、それが1点と。

あと、5条に対して、指定管理者が瀬戸屋敷を管理する期間が5年以内ということを入れていますが、その5年の根拠という。私から言うと、最初だから、初めてやるのだから3年ぐらいにしておいて、そこで大きな見直しをした中で、次に5年ベースというのも考えられるのかなと思いましたので、そこら辺の5年というのが。全体の中の条例の中で5年というのが大体、今は主流なのだよというのであれば、そこら辺の根拠的な部分をお示しが欲しいと思います。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

まず、旧条例で花と水の交流圏づくり推進事業での交流拠点に関することという文言がございましたけれども、これは補助金をいただくときの、この辺の上郡一帯の、南足柄を含めて、花と水の交流圏づくりという事業を展開をしております、その一環でも、こういった瀬戸屋敷の部分を活用するというのもございました。事業的には、こちらのほう、もう整理をされておりますので、その辺は、ここで、この機会に整理をさせていただいたということが1点と。

補助金関係につきますと、ここで瀬戸屋敷も11年目を迎えておりました、補助金の関係につきましても、もう10年以上たっておりますので、一旦はリセットをしていただくという部分では国のほうでも認めていただけるのではないかなと考えております。

それと、第5条のところ、5年という部分につきましては、先ほどちょっと御説明をさせていただいたのですけれども、開成町公の施設に係る指定管理者制度に関する基本方針、こちらのほうでいろいろと指定管理者制度の導入にあたっての考え方が示されておりますけれども、こちらのほうで5年とありますけれども、最初、導入する施設については、初めて導入する施設においては原則として3年ということで3年が規定をされておりますので、今回も当初は3年を考えて導入をしていこうという考え

でおります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございますか。ありますか。では、あと1回だけ許可いたします。

山田議員、どうぞ。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。ないようなので、もう一回させてもらいます。

このたび、条例の条文を見的过程中でちょっと気がかりになったのは、管理棟の扱いというところが気がかりになったのです。先ほどでは飲食を伴うような事業もという部分では、当然、これ、流れからいくと管理棟の部分を使用されるのかななんて思うのですが、そこら辺の考え方。方向性という部分では、条例は、あくまで瀬戸屋敷なのですけれども、ある意味、セットみたいなのところがありますので、そこら辺の部分の扱いも補足した中で説明をしてもらいたいという。

また、仮に、そこを、飲食を伴うような施設が来るのであれば、施設整備というものもあわせて来ると思いますので、今後の、もし指定管理者が決まったときの計画的なものを説明願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

管理棟の関係のお話が出ましたので、ちょっと説明をさせていただきますけれども、実は、瀬戸屋敷本体には、瀬戸屋敷と土蔵、それと管理棟と案内所という形で、通常、私どもが管理棟かなと思っているところは案内所という位置付けになっております。そして、北側にある家が管理棟という位置付けで書類上は整理をしておりますので、今回、一部変更しながらという部分については、通常使われております案内所、案内所の機能について、一部変更しながら活用していこうというように考えております。

それと、あと、ちょっと先ほどの訂正をさせていただきたいのですけれども、花と水の交流圏事業につきましては、県単の事業ですので国の事業ではないと。ただ、国の事業も施設を廃止とか撤去するわけではございませんで、今回、管理形態の変更上は問題ないということで御理解いただければということです。

○議長（茅沼隆文）

山田議員、いいですか。山田議員、どうぞ、もう一度。いいですよ。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

飲食を伴うということで、案内所の位置付けの部分は今、説明いただいて理解はしたのですが、内部の部分の、当然、これ施設整備がかかわってくると思うので、そこら辺の計画もあわせて教えてもらいたいなど。よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

施設整備の関係でございますけれども、基本、あそこは市街化調整区域でございますので、開発の部門にもいろいろお聞きをしながら、その辺の内容変更、設備の関係、考えておるのですけれども、基本的には増築とかはやらない方向で既存の案内所の施設内の一部分を変えていこうというような考えでおります。詳細の細かなところを、では冷蔵庫を入れるとかなんとかといったところは、今後検証してまいりたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑がないようですので討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第37号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決されました。